【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年7月21日提出
【発行者名】	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川　克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	中田　尚孝
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	リスク抑制型・４資産バランスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(2023年7月22日から2024年1月23日まで) 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

リスク抑制型・4資産バランスファンド
（以下「ファンド」といいます。また、愛称として「にいがた創業応援団」という名称を用いることがあります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。
当初元本は、1口当たり1円です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- **ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。**

（3）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

- **「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。**

- **「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。**

- **基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。**

お問合わせ先（照会先）
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル　0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

（5）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（7）【申込期間】

2023年 7月22日から2024年 1月23日まで

◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

（8）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4)［発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（9）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4)［発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国　　内	株　　式
追加型	海　　外	債　　券
	内　　外	不動産投信
		その他資産 （　　）
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 　（　　） 不動産投信 **その他資産（投資信託証券（資産複合（株式 一般、債券 一般、不動産投信）（資産配分変更型）））** 資産複合 （　　） 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年１回 **年2回** 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	**グローバル（日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ファンズ	**あり（部分ヘッジ）** なし

※ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。
※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧下さい。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

［商品分類表の定義］

《単位型投信・追加型投信の区分》

（1）単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
（2）追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

（1）国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（2）海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（3）内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

（1）株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（2）債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（3）不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（4）その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
（5）資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》
（1）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
（2）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
（3）ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》
（1）インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
（2）特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、［属性区分表の定義］で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

［属性区分表の定義］
《投資対象資産による属性区分》
（1）株式
①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
（2）債券
①一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
（3）不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
（4）その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
（5）資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組

入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

（1）年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

（2）年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

（3）年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

（4）年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

（5）年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

（6）日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

（7）その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

（1）グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

（2）日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（3）北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（4）欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（5）アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（6）オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（7）中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（8）アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（9）中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（10）エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

（1）ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

（2）ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

（1）為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

（2）為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

（1）日経225

（2）TOPIX

（3）その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

（1）ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

（2）条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

（3）ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

（4）その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

■ファンドの特色

1 日本の株式、米国の株式、海外の債券および日本の不動産投資信託証券（以下、J-REITといいます。）に投資を行います。

●実際の運用は、日本連続増配成長株マザーファンド、米国成長株クオンツマザーファンド、日系外債マザーファンドⅡおよびJリート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）を通じて行います。

2 各資産の内容は以下の通りです。

資　産	内　容
日本の株式	一定期間、連続で増配を行っている株式
米国の株式	今後の成長が見込まれる、主に大型・中型の株式
海外の債券	本邦の企業およびその子会社等（海外子会社等を含みます。）または政府系機関・地方自治体等の発行する、主に米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券（以下、日系外債といいます。）
J-REIT	安定した収益の確保が見込まれるJ-REIT

3 原則として月次で各資産の投資比率の見直しを行い、ポートフォリオのリスク（ボラティリティ）に関して、年率7%を目途とする管理を行います。

見直し時における日本の株式、米国の株式、J-REITの3資産の投資比率は等比率とすることを基本とします。

市場環境により目途とするリスク水準を下回ることが見込まれる場合には、日系外債を含めた4資産を見直し時において等比率とし、当該水準を上回ることが見込まれる場合には、日本の株式、米国の株式、J-REITの3資産の投資比率を引き下げ、日系外債の投資比率を引き上げます。

4 各資産の実質合計組入比率は高位を保つことを基本とします。

5 実質組入外貨建資産について、日系外債には原則として為替ヘッジを行い、米国の株式には原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資比率（各資産の組入比率）の調整について

- ファンドは日本の株式、米国の株式、日系外債、J-REITに分散投資します。直近1年分の市場の価格変動の度合いを計測し、それをもとに原則として月次で4資産の組入比率を調整します。
- 組入比率を調整する時に、市場の価格変動の度合いが目途とする水準（年率7%相当）を下回っていた場合は、各資産の組入比率を25%ずつに変更します。
- 一方、市場の価格変動の度合いが目途とする水準（年率7%相当）を上回っていた場合は、相対的に価格変動が大きな日本の株式、米国の株式、J-REITの組入比率を等比率のまま引き下げて、日系外債の組入比率を高めます。

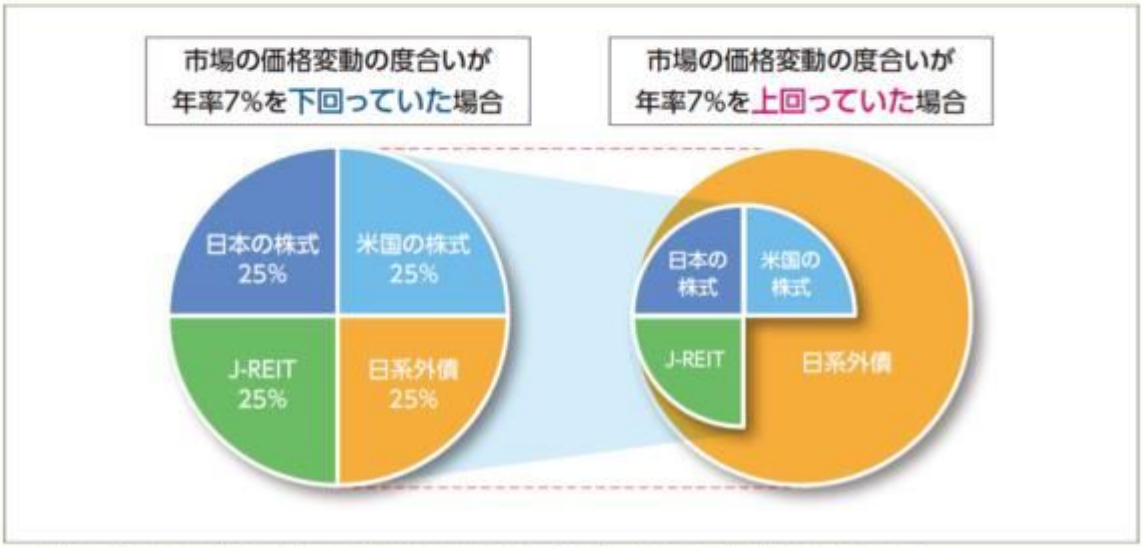

※市場の価格変動の度合いとは、各資産（4資産）に均等投資した場合の価格変動の度合いです。

<日本の株式>　主な投資方針

- 日本の連続増配銘柄(一定期間にわたり1株当たりの普通配当金が毎期増加している企業の株式をいいます。)に投資を行います。
- 投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性等を考慮して行います。
- ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等のほか、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。

<米国の株式>　主な投資方針

- 米国の成長力のある企業の株式に投資を行います。
- 銘柄の選定にあたっては、米国の主に大型･中型の株式の中から、定量基準に則り、業績動向等による企業の成長性を重視して行います。
- ポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄を原則として等金額に組入れ、銘柄の見直しおよび組入比率の調整は、原則として月次で行います。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<海外の債券(日系外債)>　主な投資方針

- 主に米ドルを中心とした先進国通貨建ての日系外債に投資を行います。原則として為替ヘッジを行います。
- 投資対象とする債券は取得時において投資適格の信用格付を取得しているか、同等の評価を得ていると判断されるものとします。
- 劣後債への投資も行います。なお、私募債、先進国の国債等へ投資する場合があります。

日系外債について

日系外債とは、日本の企業およびその子会社等(海外子会社等を含みます。)または政府系機関・地方自治体等が外貨の資金調達等を目的として発行する外貨建て債券をいいます。
同一発行体の円建て債券に比べて相対的に利回りが高いという傾向があります。

※上図はイメージ図であり、すべてを網羅するものではなく、また、すべてに投資するとは限りません。

信用格付のイメージ

※S&P、Moody'sは代表的な信用格付業者です。

劣後債について

劣後債とは、企業が発行する社債の一種で、企業の破たん時における元利金の支払い順位が普通社債よりも低い債券のことです。一方、利回りは、普通社債に比べて高い傾向があります。償還期限に定めのない「永久劣後債」と、償還期限に定めのある「期限付劣後債」があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<J-REIT>　主な投資方針

●わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

不動産投資信託証券(リート(REIT))とは

リートとは、投資家から集めた資金を不動産(オフィスビル、賃貸マンション、商業施設、ホテル等)に投資し、不動産から得た賃料収入や売却益などから不動産の維持・管理費用等を支払った後の収益を投資家に分配する仕組みの金融商品です。
一般にリートは、利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免されるなどの税制面での優遇を受けられる仕組みになっています。

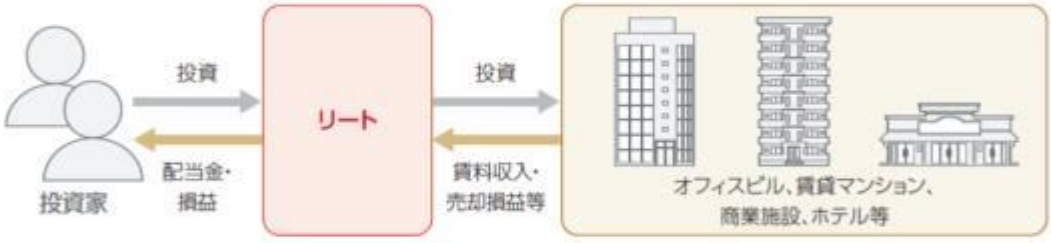

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

寄附を通じて、新潟県での起業・創業活動を応援します。

販売会社と委託会社は、豊かな新潟県の未来のために、新潟県での起業・創業支援活動に寄附を通じてサポートします。

●当該寄附は、委託会社と販売会社がファンドの信託報酬の一部から行います(寄附の金額は、ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.20%を乗じて得た額とします。)。
●寄附の具体的な内容につきましては、運用報告書等を通じて、お客様(投資者の皆さま)にご報告します。

●分配方針

毎年4月24日および10月24日(それぞれ休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2019年10月31日　投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

■　ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

■　ファンドの関係法人とその役割

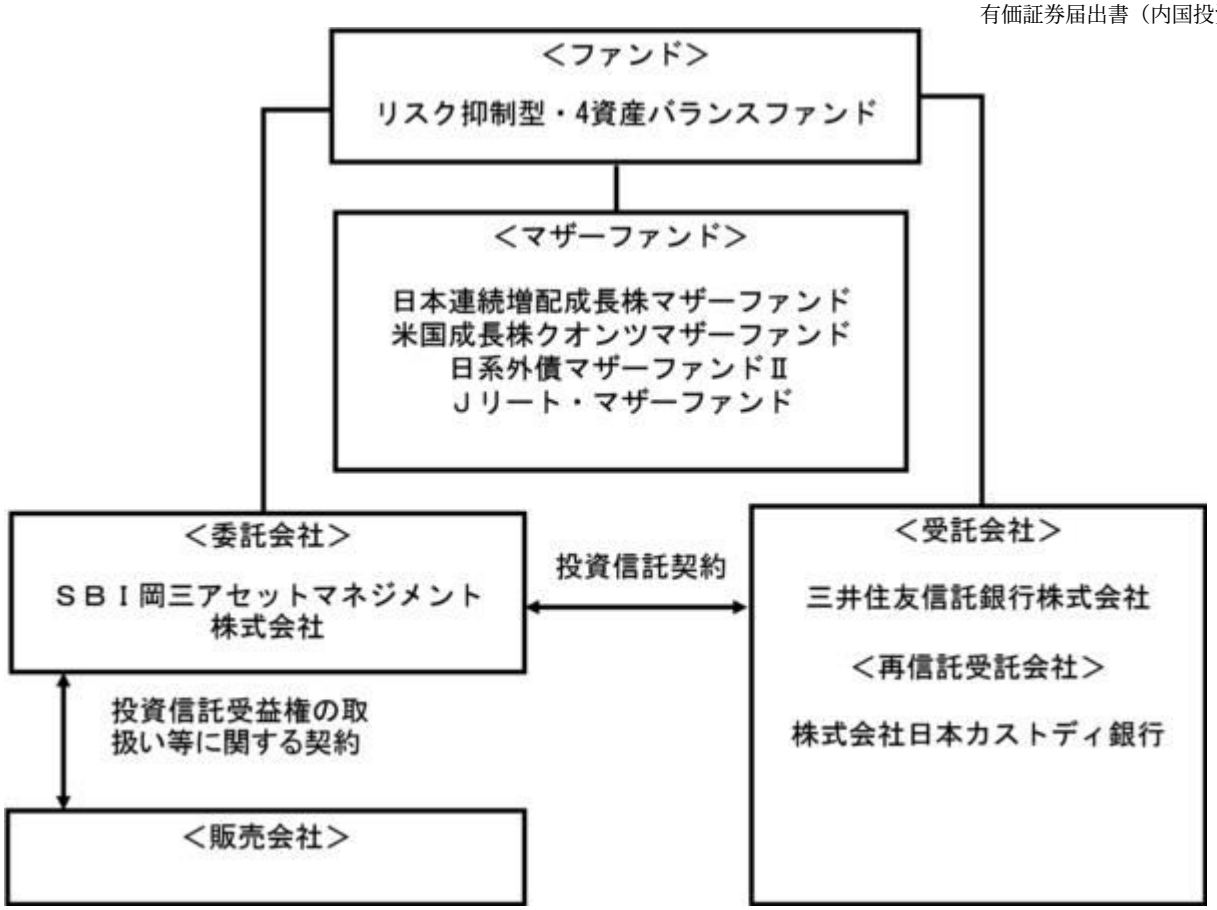

関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■　委託会社の概況（2023年7月1日現在）

◆　資本金

1億円

◆　委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023年 7月 1日	商号を「ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆　大株主の状況

名　　称	住　　所	持株数	持株比率
ＳＢＩＦＳ合同会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■　基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■　運用方法

a　投資対象

日本連続増配成長株マザーファンド、米国成長株クオンツマザーファンド、日系外債マザーファンドⅡおよびＪリート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

b　投資態度

イ．マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本の株式、米国の株式、海外の債券および日本の不動産投資信託証券（以下、J-REITといいます。）に投資を行います。

ロ．各資産の内容は以下の通りです。

資産	内容
日本の株式	一定期間、連続で増配を行っている株式
米国の株式	今後の成長が見込まれる、主に大型・中型の株式
海外の債券	本邦の企業およびその子会社等（海外子会社等を含みます。）または政府系機関・地方自治体等の発行する、主に米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券（以下、日系外債といいます。）
J-REIT	安定した収益の確保が見込まれるJ-REIT

ハ．原則として月次で各資産の投資比率の見直しを行い、ポートフォリオのリスク（ボラティリティ）に関して、年率7%を目途とする管理を行います。見直し時における日本の株式、米国の株式、J-REITの3資産の投資比率は等比率とすることを基本とします。市場環境により目途とするリスク水準を下回ることが見込まれる場合には、日系外債を含めた4資産を見直し時において等比率とし、当該水準を上回ることが見込まれる場合には、日本の株式、米国の株式、J-REITの3資産の投資比率を引き下げ、日系外債の投資比率を引き上げます。

ニ．各資産の実質合計組入比率は高位を保つことを基本とします。

ホ．実質組入外貨建資産について、日系外債には原則として為替ヘッジを行い、米国の株式には原則として為替ヘッジを行いません。

ヘ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

■　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引に限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

ｂ　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■　運用の指図範囲

ａ　有価証券

委託会社は、信託金を、主としてＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である日本連続増配成長株マザーファンド、米国成長株クオンツマザーファンド、日系外債マザーファンドⅡおよびＪリート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．株券または新株引受権証書

ロ．国債証券

ハ．地方債証券

ニ．特別の法律により法人の発行する債券

ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

チ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

リ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ヌ．コマーシャル・ペーパー

ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ.からル.までの証券または証書の性質を有するもの

ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

カ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ヨ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

タ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものを

いい、有価証券に係るものに限ります。）
レ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
ソ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ツ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
ネ．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
ナ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ラ．外国の者に対する権利でナ.の有価証券の性質を有するもの

b　金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
イ．預金
ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ハ．コール・ローン
ニ．手形割引市場において売買される手形
ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
ヘ．外国の者に対する権利でホ.の権利の性質を有するもの

c　特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

日本連続増配成長株マザーファンド

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	日本の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資態度	①　日本の連続増配銘柄（一定期間にわたり1株あたりの普通配当金が毎期増加している企業の株式をいいます。）に投資を行います。 ②　投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性等を考慮して行います。 ③　ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等のほか、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。 ④　株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。 ⑤　株式以外の資産の投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 ⑥　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主要な投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③　外貨建資産への投資は行いません。 ④　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年12月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

米国成長株クオンツマザーファンド

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	米国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。
投資態度	①　米国の成長力のある企業の株式に投資を行います。 ②　銘柄の選定にあたっては、米国の主に大型・中型の株式の中から、定量基準に則り、業績動向等による企業の成長性を重視して行います。 ③　ポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄を原則として等金額に組入れ、銘柄の見直しおよび組入比率の調整は、原則として月次で行います。 ④　株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。 ⑤　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ④　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年4月24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。

その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

日系外債マザーファンドII

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	取得時において投資適格の格付を取得している外貨建債券を主要投資対象とします。
投資態度	①　本邦の企業およびその子会社等（海外子会社等を含みます。）または政府系機関・地方自治体等の発行する、主に米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券に投資を行います。 ②　投資対象とする債券は取得時において投資適格の格付を取得しているか、同等の評価を得ていると判断されるものとします。また、私募債や劣後債等への投資も行います。なお、先進国の国債等へ投資する場合があります。 ③　銘柄の選定にあたっては、流動性、信用リスクに留意しつつ、利回り、業績、財務面等の魅力が高いと判断される債券に着目します。 ④　外貨建債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。 ⑤　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	①　株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②　投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ④　デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤　外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

Ｊリート・マザーファンド

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	①　わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②　運用にあたっては、株式会社三井住友トラスト基礎研究所から不動産市場全体とJ-REITにかかる調査・分析情報等の助言を受けます。 ※委託会社の判断により投資助言契約の解約を行う場合があります。 ③　不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。 ④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ②　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③　株式への投資は行いません。 ④　外貨建資産への投資は行いません。 ⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。

（３）【運用体制】

■　運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。

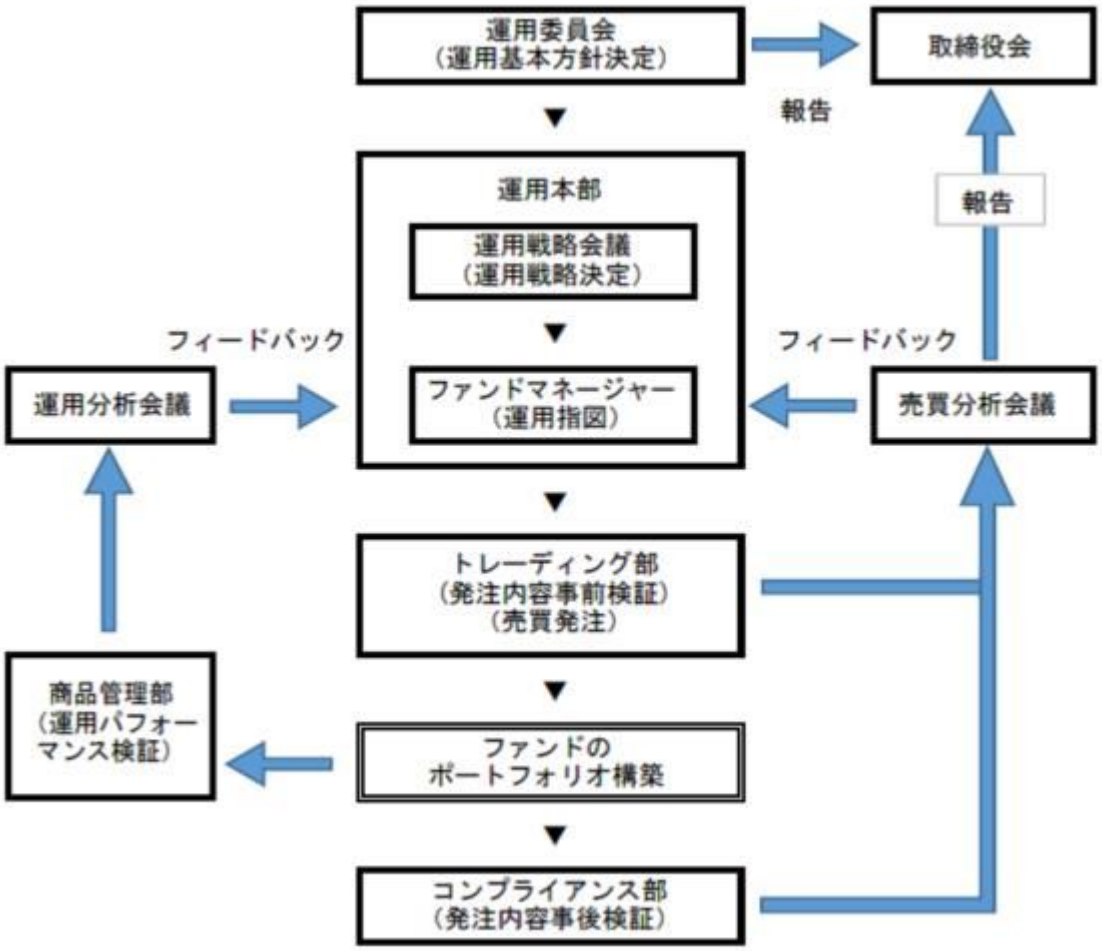

会議名または部署名	役割
運用委員会 （月1回開催）	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月1回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいたファンドの運用戦略を決定します。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づき、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月1回開催）	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （5～10名程度）	運用指図の売買発注前検証を行います。また、売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス部 （3～8名程度）	運用指図の売買発注後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証、及び運用リスク管理状況の検証を行います。 また、委託会社の業務全般に係る法令諸規則等の遵守状況の検証や役職員に対する法令諸規則等の周知や啓蒙活動を行います。

商品管理部 （3～7名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

■　社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■　ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※　運用体制等につきましては、2023年4月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（4）【分配方針】

■　年2回、4月および10月の各月の24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a　分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b　分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

c　留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

■　分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

（5）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

■　マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
■　株式への実質投資割合には制限を設けません。
■　投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
■　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率

は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■　投資する株式等の範囲

ａ　委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ｂ　上記ａの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■　信用取引の指図範囲

ａ　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ　上記ａの信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ロ．株式分割により取得する株券

ハ．有償増資により取得する株券

ニ．売出しにより取得する株券

ホ．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券

ヘ．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ.を除きます。）の行使により取得可能な株券

■　先物取引等の運用指図

ａ　委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

ｂ　委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ　委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■　スワップ取引の運用指図

ａ　委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c　スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d　上記ｃにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f　委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

a　委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c　金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d　上記ｃにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e　為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｆ　上記ｅにおいて、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｇ　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｈ　委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■　デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■　外国為替予約取引の指図

ａ　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ　上記ａの予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ　上記ｂにおいて、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｄ　上記ｂの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

■　有価証券の貸付の指図および範囲

ａ　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ　上記ａに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ　委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■　資金の借入れ

ａ　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま

す。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

c　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

d　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

＜関係法令に基づく投資制限＞

a　委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b　委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

c　委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、国内の株式、米国の株式、米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券、国内の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、米国の株式については、為替相場の変動により損失を被ることがあります。米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券については、原則として為替ヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

＜投資リスク＞

■　株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■　為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

米ドルを中心とした先進国通貨建ての債券については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合は、これらの金利差相当分等がヘッジコストとなり、金利情勢等により変動します。

■　金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■　不動産投資信託証券のリスク

・　価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・　分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けています。したがって、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

・　信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・　業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

・　自然災害・環境問題等のリスク

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

・　法律改正・税制の変更等によるリスク

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評

価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

- **上場廃止リスク**

  取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

- **流動性リスク**

  株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

劣後債への投資には次のような特徴があり、リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

（弁済の劣後）一般的に劣後債の法的弁済順位は普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破綻等に陥った場合、普通社債等の元利金が支払われても劣後債の元利金は普通社債の元利金より減額されたり、支払いを受けられないことがあります。また、劣後債は、一般的に同一発行体の普通社債と比較して低い信用格付が信用格付業者等により付与されています。

（繰上償還延期）一般的に劣後債には、繰上償還（コール）条項が付されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券もあり、これらの証券が市場で予想されていた期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

（利息の繰り延べまたは停止）利息の支払い繰り延べ条項を有する劣後債は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待される利払いが得られないこととなり、劣後債の価格が下落する可能性があります。

（制度変更等）将来、劣後債にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

＜留意事項＞

- **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。**

- **投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。**

- **ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。**

- **分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。**

- **ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。**

＜投資リスクに対する管理体制＞

- **運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃を、商品開発委員会において個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。**

- **トレーディング部及びコンプライアンス部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。**

  発注前の検証は、トレーディング部が、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

  発注後の検証は、コンプライアンス部が、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
  コンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。
  ①　運用の指図に関する帳票の確認
  ②　検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
  ③　その他検証を行うために必要な行為

- **流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。**

- **運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議に**

おけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

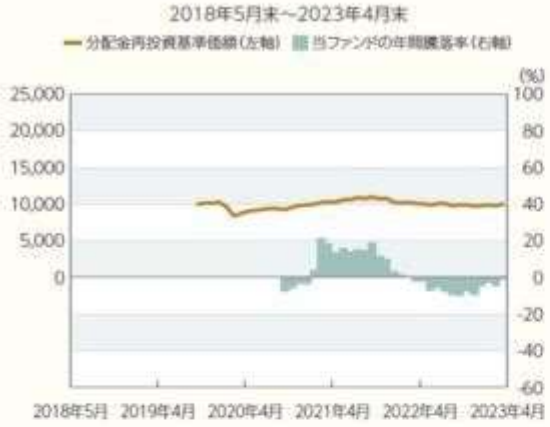

＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2020年10月から2023年4月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

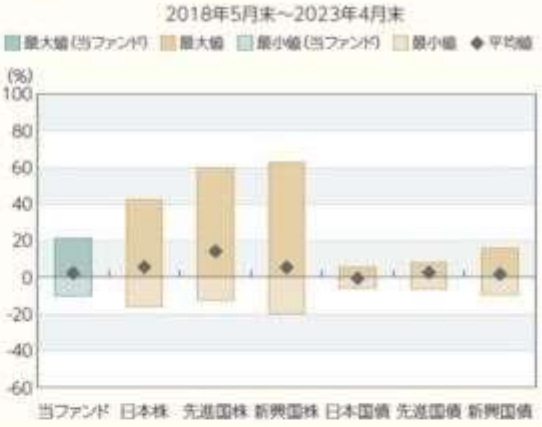

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	21.5	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値	△ 10.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値	2.3	5.8	14.2	5.5	△ 0.4	2.7	1.8

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2018年5月から2023年4月の5年間（当ファンドは2020年10月から2023年4月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル　0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.375%（税抜1.25%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.660%（税抜0.60%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.660%（税抜0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.055%（税抜0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

新潟県での起業・創業活動を応援するために、委託会社および販売会社が受取る信託報酬から寄附を行います。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

■ ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

■ ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■ ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

※ 上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、NISAの適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- **配当控除の適用はありません。**
- **買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。**
- **外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。**

※ 上記の内容は2023年4月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2023年 4月28日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,407,795,269	96.92
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	76,563,386	3.08
合計（純資産総額）		2,484,358,655	100.00

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	8,752,564,000	95.58
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	404,479,772	4.42
合計（純資産総額）		9,157,043,772	100.00

（参考）米国成長株クオンツマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）

株式	アメリカ	407,999,466	92.90
	スイス	11,185,580	2.55
	バミューダ	11,286,948	2.57
	小計	430,471,994	98.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	8,729,946	1.99
合計（純資産総額）		439,201,940	100.00

（参考）日系外債マザーファンドII

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
特殊債券	日本	541,044,586	12.94
社債券	日本	2,741,332,289	65.58
	アメリカ	247,885,452	5.93
	オランダ	384,210,876	9.19
	ケイマン	132,450,692	3.17
	小計	3,505,879,309	83.87
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	133,110,594	3.18
合計（純資産総額）		4,180,034,489	100.00

（参考）Ｊリート・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	18,740,704,000	96.94
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	590,729,281	3.06
合計（純資産総額）		19,331,433,281	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	日系外債マザーファンドII	803,921,000	1.3238	1,064,230,619	1.3282	1,067,767,872	42.98
2	日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・マザーファンド	131,972,495	3.3683	444,522,954	3.4418	454,222,933	18.28
3	日本	親投資信託受益証券	日本連続増配成長株マザーファンド	293,348,904	1.5144	444,247,580	1.5224	446,594,371	17.98
4	日本	親投資信託受益証券	米国成長株クオンツマザーファンド	237,539,261	1.8780	446,098,732	1.8490	439,210,093	17.68

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	96.92
合計	96.92

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	82,100	3,768.19	309,368,427	4,149.00	340,632,900	3.72
2	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	14,000	15,960.62	223,448,727	17,365.00	243,110,000	2.65
3	日本	株式	上組	倉庫・運輸関連業	80,000	2,745.28	219,622,446	2,975.00	238,000,000	2.60
4	日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	64,000	2,952.21	188,941,668	3,375.00	216,000,000	2.36
5	日本	株式	フューチャー	情報・通信業	123,800	1,664.00	206,003,200	1,729.00	214,050,200	2.34
6	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	50,000	4,028.92	201,446,000	4,248.00	212,400,000	2.32
7	日本	株式	ロート製薬	医薬品	74,000	2,260.00	167,240,000	2,813.00	208,162,000	2.27
8	日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	60,000	3,159.39	189,563,608	3,420.00	205,200,000	2.24
9	日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホ	小売業	80,000	2,463.53	197,082,978	2,534.00	202,720,000	2.21
10	日本	株式	日本酸素ホールディングス	化学	80,000	2,158.00	172,640,000	2,440.00	195,200,000	2.13
11	日本	株式	ワークマン	小売業	35,000	4,860.00	170,100,000	5,540.00	193,900,000	2.12
12	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	35,300	5,232.00	184,689,600	5,476.00	193,302,800	2.11
13	日本	株式	栗田工業	機械	34,000	6,036.09	205,227,211	5,670.00	192,780,000	2.11
14	日本	株式	竹内製作所	機械	50,000	3,026.51	151,325,519	3,710.00	185,500,000	2.03
15	日本	株式	積水化学工業	化学	95,000	1,897.76	180,287,621	1,930.00	183,350,000	2.00
16	日本	株式	ＳＨＯＥＩ	その他製品	73,000	2,612.88	190,740,550	2,511.00	183,303,000	2.00
17	日本	株式	オープンアップグループ	サービス業	90,000	1,800.00	162,000,000	2,004.00	180,360,000	1.97
18	日本	株式	芙蓉総合リース	その他金融業	18,000	8,802.91	158,452,541	9,920.00	178,560,000	1.95
19	日本	株式	小林製薬	化学	20,000	8,396.03	167,920,638	8,480.00	169,600,000	1.85
20	日本	株式	物語コーポレーション	小売業	59,000	2,823.29	166,574,336	2,857.00	168,563,000	1.84
21	日本	株式	豊田通商	卸売業	30,000	5,425.39	162,761,734	5,610.00	168,300,000	1.84
22	日本	株式	レーザーテック	電気機器	9,000	24,135.41	217,218,743	18,400.00	165,600,000	1.81
23	日本	株式	村田製作所	電気機器	21,000	7,560.74	158,775,667	7,880.00	165,480,000	1.81
24	日本	株式	日清製粉グループ本社	食料品	100,000	1,637.10	163,710,913	1,649.00	164,900,000	1.80
25	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	80,000	1,909.73	152,778,976	2,048.00	163,840,000	1.79
26	日本	株式	ヤクルト本社	食料品	16,000	9,129.76	146,076,162	10,230.00	163,680,000	1.79
27	日本	株式	ＤＴＳ	情報・通信業	49,000	3,089.00	151,361,340	3,215.00	157,535,000	1.72
28	日本	株式	日産化学	化学	25,000	5,978.77	149,469,423	6,020.00	150,500,000	1.64
29	日本	株式	ＭｏｎｏｔａＲＯ	小売業	70,000	1,969.28	137,849,768	2,048.00	143,360,000	1.57

30	日本	株式	アマノ	機械	51,800	2,427.80	125,760,091	2,759.00	142,916,200	1.56

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	建設業	3.04
		食料品	3.59
		化学	12.40
		医薬品	5.12
		ガラス・土石製品	1.62
		機械	5.69
		電気機器	4.49
		精密機器	2.08
		その他製品	2.00
		倉庫・運輸関連業	2.60
		情報・通信業	19.90
		卸売業	2.84
		小売業	11.57
		銀行業	1.45
		証券、商品先物取引業	1.45
		保険業	2.61
		その他金融業	4.96
		不動産業	3.86
		サービス業	4.32
合計			95.58

（参考）米国成長株クオンツマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	300	40,268.51	12,080,553	39,691.75	11,907,525	2.71
2	アメリカ	株式	DRAFTKINGS INC-CL A	消費者サービス	4,176	2,946.83	12,305,987	2,810.02	11,734,658	2.67
3	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	361	28,554.93	10,308,332	31,998.05	11,551,297	2.63
4	アメリカ	株式	INGERSOLL-RAND INC	資本財	1,494	7,422.75	11,089,595	7,645.41	11,422,243	2.60
5	アメリカ	株式	DEXCOM INC	ヘルスケア機器・サービス	688	16,595.90	11,417,982	16,575.78	11,404,140	2.60
6	アメリカ	株式	HUBSPOT INC	ソフトウェア・サービス	197	56,851.00	11,199,647	57,553.84	11,338,107	2.58
7	バミューダ	株式	ARCH CAPITAL GROUP LTD	保険	1,139	9,614.43	10,950,845	9,909.52	11,286,948	2.57
8	アメリカ	株式	MONSTER BEVERAGE CORP	食品・飲料・タバコ	1,522	7,118.27	10,834,021	7,414.70	11,285,183	2.57

9	スイス	株式	CHUBB LTD	保険	419	26,985.61	11,306,973	26,695.89	11,185,580	2.55
10	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	305	36,374.71	11,094,288	36,518.23	11,138,061	2.54
11	アメリカ	株式	ULTA BEAUTY INC	一般消費財・サービス流通・小売り	151	72,613.96	10,964,708	73,472.39	11,094,331	2.53
12	アメリカ	株式	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア機器・サービス	1,589	6,855.38	10,893,206	6,978.78	11,089,288	2.52
13	アメリカ	株式	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	消費者サービス	574	19,853.92	11,396,152	19,011.58	10,912,651	2.48
14	アメリカ	株式	UNITED THERAPEUTICS CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	357	30,951.83	11,049,806	30,542.74	10,903,759	2.48
15	アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	178	63,485.06	11,300,342	60,940.62	10,847,431	2.47
16	アメリカ	株式	HEICO CORP	資本財	480	23,023.41	11,051,239	22,555.30	10,826,544	2.47
17	アメリカ	株式	COPART INC	商業・専門サービス	1,038	10,514.45	10,914,000	10,429.94	10,826,287	2.46
18	アメリカ	株式	TRANSDIGM GROUP INC	資本財	106	102,538.36	10,869,067	101,823.45	10,793,286	2.46
19	アメリカ	株式	CUMMINS INC	資本財	348	31,236.19	10,870,196	30,969.27	10,777,308	2.45
20	アメリカ	株式	DYNATRACE INC	ソフトウェア・サービス	1,892	5,720.64	10,823,460	5,692.47	10,770,167	2.45
21	アメリカ	株式	GLOBE LIFE INC	保険	746	14,435.07	10,768,563	14,392.14	10,736,543	2.44
22	アメリカ	株式	TRACTOR SUPPLY COMPANY	一般消費財・サービス流通・小売り	334	33,343.37	11,136,687	32,069.14	10,711,093	2.44
23	アメリカ	株式	INSULET CORP	ヘルスケア機器・サービス	251	42,827.70	10,749,755	42,415.92	10,646,398	2.42
24	アメリカ	株式	AXON ENTERPRISE INC	資本財	368	30,181.93	11,106,952	28,911.72	10,639,514	2.42
25	アメリカ	株式	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	778	13,972.32	10,870,467	13,667.84	10,633,585	2.42
26	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	30	360,451.60	10,813,548	354,028.10	10,620,843	2.42
27	アメリカ	株式	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	金融サービス	1,133	9,698.93	10,988,899	9,301.91	10,539,070	2.40
28	アメリカ	株式	EXACT SCIENCES CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,235	9,045.72	11,171,473	8,509.20	10,508,871	2.39
29	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	342	31,393.12	10,736,449	30,717.11	10,505,252	2.39
30	アメリカ	株式	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	家庭用品・パーソナル用品	315	34,368.13	10,825,961	32,951.71	10,379,791	2.36

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	資本財	12.40
		商業・専門サービス	2.46
		運輸	2.24

		消費者サービス	7.57
		メディア・娯楽	4.96
		一般消費財・サービス流通・小売り	7.28
		食品・飲料・タバコ	2.57
		家庭用品・パーソナル用品	2.36
		ヘルスケア機器・サービス	10.26
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.64
		金融サービス	4.79
		保険	7.56
		ソフトウェア・サービス	14.42
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.30
		半導体・半導体製造装置	7.19
合計			98.01

（参考）日系外債マザーファンドII

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	日本	社債券	MEIJI YASUDA LIF 5.2	1,891,000	13,059.97	246,964,180	13,219.98	249,989,953	5.2	2045年10月20日	5.98
2	日本	社債券	NIPPON LIFE INS 5.1	1,800,000	13,113.26	236,038,755	13,173.44	237,121,989	5.1	2044年10月16日	5.67
3	日本	特殊債券	JAPAN BANK COOP 1.875	1,982,000	11,189.94	221,784,638	11,374.89	225,450,412	1.875	2031年 4月15日	5.39
4	日本	特殊債券	JPN FIN ORG MUNI 3.375	1,400,000	14,735.07	206,291,075	14,740.19	206,362,726	3.375	2028年 2月22日	4.94
5	日本	社債券	ASAHI GROUP 0.155	1,200,000	13,983.35	167,800,231	14,003.10	168,037,243	0.155	2024年10月23日	4.02
6	日本	社債券	SUMITOMO LIFE 6.5	1,200,000	13,395.56	160,746,758	13,364.04	160,368,511	6.5	2073年 9月20日	3.84
7	日本	社債券	FUKOKU MUTUAL 6.5	1,200,000	13,379.46	160,553,610	13,363.23	160,358,853	6.5	—	3.84
8	日本	社債券	ASAHI MUTUAL LIF 6.5	1,200,000	13,370.21	160,442,550	13,314.68	159,776,192	6.5	—	3.82
9	日本	社債券	SUMITOMO MITSUI 4.436	1,200,000	13,224.27	158,691,350	13,235.41	158,824,943	4.436	2024年 4月 2日	3.80
10	日本	社債券	DAI-ICHI LIFE 5.1	1,200,000	13,115.36	157,384,386	13,180.28	158,163,413	5.1	—	3.78
11	日本	社債券	MITSUI SUMITOMO 4.95	1,200,000	12,587.29	151,047,548	12,991.96	155,903,591	4.95	—	3.73

12	オランダ	社債券	TOYOTA MOTOR FIN 3.375	1,000,000	14,840.12	148,401,217	14,724.50	147,245,025	3.375	2026年 1月13日	3.52
13	アメリカ	社債券	TOYOTA MTR CRED 4.7	1,000,000	13,438.61	134,386,188	13,574.35	135,743,584	4.7	2033年 1月12日	3.25
14	ケイマン	社債券	MIZUHO FIN GROUP 4.6	1,000,000	13,225.21	132,252,180	13,245.06	132,450,692	4.6	2024年 3月27日	3.17
15	オランダ	社債券	JT INTL FIN SERV 2.875	1,000,000	12,729.51	127,295,155	12,805.46	128,054,600	2.875	2083年10月 7日	3.06
16	日本	社債券	SUMITOMO LIFE 4	1,000,000	12,943.54	129,435,450	12,642.42	126,424,231	4	2077年 9月14日	3.02
17	日本	社債券	MUFG BANK LTD 4.7	1,000,000	12,296.63	122,966,360	12,525.19	125,251,935	4.7	2044年 3月10日	3.00
18	日本	社債券	EAST JAPAN RAIL 1.85	1,000,000	12,723.44	127,234,459	12,495.16	124,951,682	1.85	2033年 4月13日	2.99
19	日本	社債券	CENT JAPAN RAIL 4.25	1,000,000	11,920.53	119,205,355	11,925.09	119,250,959	4.25	2045年11月24日	2.85
20	日本	社債券	TAKEDA PHARM 3.175	1,200,000	9,936.90	119,242,910	9,502.17	114,026,059	3.175	2050年 7月 9日	2.73
21	アメリカ	社債券	KOMATSU FIN AMER 0.849	850,000	13,082.97	111,205,305	13,193.16	112,141,868	0.849	2023年 9月 9日	2.68
22	日本	特殊債券	DEV BANK JAPAN 1.25	1,000,000	10,969.29	109,692,989	10,923.14	109,231,448	1.25	2031年 1月28日	2.61
23	オランダ	社債券	JT INTL FIN SERV 2.375	800,000	13,730.70	109,845,679	13,613.90	108,911,251	2.375	2081年 4月 7日	2.61
24	日本	社債券	ASAHI MUTUAL LIF 6.9	800,000	13,807.34	110,458,738	13,368.87	106,950,970	6.9	—	2.56
25	日本	社債券	TOYOTA TSUSHO 3.625	800,000	13,292.01	106,336,118	13,326.48	106,611,889	3.625	2023年 9月13日	2.55
26	日本	社債券	FUKOKU MUTUAL 5	800,000	13,252.04	106,016,352	13,016.91	104,135,313	5	—	2.49
27	日本	社債券	TAKEDA PHARM 3.025	1,000,000	10,773.32	107,733,216	10,306.01	103,060,127	3.025	2040年 7月 9日	2.47
28	日本	社債券	DAI-ICHI LIFE 4	800,000	12,910.01	103,280,100	12,765.55	102,124,436	4	—	2.44

※償還期限が「－」表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示しておりません。
※利率を後決めする銘柄は、直近利払い期間の実績の利率を表示しております。

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
特殊債券	12.94

社債券	83.87
合計	96.82

（参考）Ｊリート・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	6,666	166,475	1,109,727,554	159,100	1,060,560,600	5.49
2	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人　投資証券	1,847	622,119	1,149,054,514	570,000	1,052,790,000	5.45
3	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人　投資証券	5,642	154,139	869,652,881	155,500	877,331,000	4.54
4	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	1,445	599,452	866,208,501	539,000	778,855,000	4.03
5	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人　投資証券	2,507	318,339	798,076,123	309,500	775,916,500	4.01
6	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人　投資証券	2,666	302,666	806,908,695	289,500	771,807,000	3.99
7	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	5,074	152,600	774,295,469	151,000	766,174,000	3.96
8	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人　投資証券	7,683	106,779	820,390,035	99,500	764,458,500	3.95
9	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	1,898	339,140	643,687,743	353,000	669,994,000	3.47
10	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人　投資証券	3,669	181,755	666,859,529	175,800	645,010,200	3.34
11	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	1,797	322,500	579,533,777	323,000	580,431,000	3.00
12	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	7,487	75,723	566,939,855	76,800	575,001,600	2.97
13	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	1,015	494,659	502,079,108	511,000	518,665,000	2.68
14	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人　投資証券	1,674	333,599	558,446,232	300,500	503,037,000	2.60
15	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人　投資証券	8,377	47,205	395,436,522	58,700	491,729,900	2.54
16	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人　投資証券	3,080	162,952	501,893,841	156,700	482,636,000	2.50
17	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人　投資証券	6,119	79,321	485,365,438	77,100	471,774,900	2.44
18	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	1,125	421,466	474,149,942	396,000	445,500,000	2.30
19	日本	投資証券	イオンリート投資法人　投資証券	2,692	153,552	413,364,116	155,900	419,682,800	2.17
20	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人　投資証券	1,879	210,596	395,710,729	213,400	400,978,600	2.07
21	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	1,121	378,754	424,584,041	353,500	396,273,500	2.05
22	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人　投資証券	2,371	164,786	390,707,680	161,600	383,153,600	1.98
23	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人　投資証券	835	440,368	367,707,369	417,500	348,612,500	1.80
24	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人　投資証券	2,708	117,182	317,331,482	115,700	313,315,600	1.62
25	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	887	314,315	278,798,112	340,500	302,023,500	1.56
26	日本	投資証券	阪急阪神リート投資法人　投資証券	2,004	148,815	298,225,762	145,800	292,183,200	1.51

27	日本	投資証券	アドバンス・ロジスティクス投資法人　投資証券	2,109	142,608	300,762,149	137,900	290,831,100	1.50
28	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	438	611,673	267,912,935	661,000	289,518,000	1.50
29	日本	投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人　投資証券	2,698	108,229	292,004,357	105,300	284,099,400	1.47
30	日本	投資証券	ケネディクス商業リート投資法人　投資証券	1,144	262,335	300,111,778	244,700	279,936,800	1.45

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資証券	96.94
合計	96.94

②【投資不動産物件】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

該当事項はありません。

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米国成長株クオンツマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）日系外債マザーファンドⅡ

該当事項はありません。

（参考）Ｊリート・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカドル	売建	5,800,000.00	774,648,000	775,170,000	△31.20
	ユーロ	売建	1,468,000.00	215,850,756	216,838,280	△8.73

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米国成長株クオンツマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）日系外債マザーファンドⅡ

該当事項はありません。

（参考）Ｊリート・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

	純資産総額(円)		基準価額（円）（1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　(2020年 4月24日)	2,650,259,732	2,650,259,732	0.8639	0.8639
第2期計算期間末　(2020年10月26日)	2,866,777,330	2,866,777,330	0.9342	0.9342
第3期計算期間末　(2021年 4月26日)	2,905,303,188	2,962,817,676	1.0103	1.0303
第4期計算期間末　(2021年10月25日)	2,856,897,742	2,911,437,649	1.0476	1.0676
第5期計算期間末　(2022年 4月25日)	2,660,646,352	2,660,646,352	0.9691	0.9691
第6期計算期間末　(2022年10月24日)	2,484,413,697	2,484,413,697	0.9290	0.9290
第7期計算期間末　(2023年 4月24日)	2,467,547,537	2,467,547,537	0.9574	0.9574
2022年 4月末日	2,656,880,514	—	0.9681	—
5月末日	2,632,998,400	—	0.9665	—
6月末日	2,573,837,245	—	0.9481	—
7月末日	2,605,813,636	—	0.9667	—
8月末日	2,608,005,052	—	0.9696	—
9月末日	2,522,412,717	—	0.9403	—
10月末日	2,536,082,543	—	0.9485	—
11月末日	2,524,094,024	—	0.9507	—
12月末日	2,458,876,997	—	0.9371	—
2023年 1月末日	2,458,490,147	—	0.9411	—
2月末日	2,465,444,254	—	0.9483	—
3月末日	2,439,195,551	—	0.9418	—
4月末日	2,484,358,655	—	0.9600	—

②【分配の推移】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

	期間	分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	2019年10月31日～2020年 4月24日	0.0000円
第2期計算期間	2020年 4月25日～2020年10月26日	0.0000円
第3期計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	0.0200円
第4期計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0.0200円
第5期計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0.0000円
第6期計算期間	2022年 4月26日～2022年10月24日	0.0000円
第7期計算期間	2022年10月25日～2023年 4月24日	0.0000円

③【収益率の推移】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2019年10月31日～2020年 4月24日	△13.6
第2期計算期間	2020年 4月25日～2020年10月26日	8.1
第3期計算期間	2020年10月27日～2021年 4月26日	10.3
第4期計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	5.7
第5期計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	△7.5
第6期計算期間	2022年 4月26日～2022年10月24日	△4.1
第7期計算期間	2022年10月25日～2023年 4月24日	3.1

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	3,079,130,882	11,406,578
第2期計算期間	49,903,302	48,961,491
第3期計算期間	17,796,988	210,738,688
第4期計算期間	2,988,346	151,717,411
第5期計算期間	102,358,961	83,806,946
第6期計算期間	0	71,320,506
第7期計算期間	14,155,540	111,053,303

≪参考情報≫

運用実績

2023年4月28日現在

●基準価額・純資産の推移

2019年10月31日～2023年4月28日

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2023年 4月	0円
2022年10月	0円
2022年 4月	0円
2021年10月	200円
2021年 4月	200円
設定来累計	400円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
日系外債マザーファンドII	42.98%
Jリート・マザーファンド	18.28%
日本連続増配成長株マザーファンド	17.98%
米国成長株クオンツマザーファンド	17.68%

組入上位銘柄 日本連続増配成長株マザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
日本電信電話	情報・通信業	3.72%
ニトリホールディングス	小売業	2.65%
上組	倉庫・運輸関連業	2.60%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。組入銘柄は、上位3銘柄もしくは全銘柄を記載しています（以下同じ）。

組入上位銘柄 米国成長株クオンツマザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	2.71%
DRAFTKINGS INC-CL A	消費者サービス	2.67%
META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.63%

組入上位銘柄 Jリート・マザーファンド

銘柄名	純資産比率
野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	5.49%
日本ビルファンド投資法人　投資証券	5.45%
GLP投資法人　投資証券	4.54%

組入上位銘柄 日系外債マザーファンドII

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
MEIJI YASUDA LIF 5.2	2045/10/20	5.200%	5.98%
NIPPON LIFE INS 5.1	2044/10/16	5.100%	5.67%
JAPAN BANK COOP 1.875	2031/04/15	1.875%	5.39%

※償還日が「－」表示の銘柄は、永久債のため償還日を表示しておりません。利率を後決めする銘柄は、直近利払い期間の実績の利率を表示しております。

●年間収益率の推移（暦年ベース）

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2019年はファンドの設定日から年末まで、2023年は年初から4月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの目的・特色
投資リスク
運用実績
手続・手数料等

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

■　取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■　取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

・ニューヨークの銀行休業日
・ニューヨークの証券取引所の休業日

◆　「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■　取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■　取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同

様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル　0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。
・ニューヨークの銀行休業日
・ニューヨークの証券取引所の休業日

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
  解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■　解約請求の受付の中止及び取消

- **取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。**
- **解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。**

※　買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル　0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■　基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■　マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■　株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■　債券の評価

マザーファンドを通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■　外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■　不動産投資信託証券の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■　基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先（照会先）
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル　0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2019年10月31日から2029年10月24日までとします。
ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（4）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年4月25日から10月24日まで、10月25日から翌年4月24日までとします。
また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

■　投資信託契約の解約

a　委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b　委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c　bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d　bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を

もって行います。

e　bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■　投資信託契約に関する監督官庁の命令

a　委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b　委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■　委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b　aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a　委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b　委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■　受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b　委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■　投資信託約款の変更等

a　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b　委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ　ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ　ａからｆまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■　反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■　他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■　運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

■　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■　信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■　関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆　販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に１年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2022年10月25日から2023年 4月24日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【リスク抑制型・４資産バランスファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (2022年10月24日現在)	第7期 (2023年 4月24日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	13,248,338	5,986,976
コール・ローン	189,261,851	81,370,015
親投資信託受益証券	2,341,021,800	2,399,099,885
派生商品評価勘定	7,081,535	700,060
未収入金	155,976	-
流動資産合計	2,550,769,500	2,487,156,936
資産合計	2,550,769,500	2,487,156,936
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	172,013	1,036,878
未払金	48,053,400	-
未払解約金	194,360	1,457,927
未払受託者報酬	710,594	678,061
未払委託者報酬	17,054,187	16,273,330
未払利息	259	103
その他未払費用	170,990	163,100
流動負債合計	66,355,803	19,609,399
負債合計	66,355,803	19,609,399
純資産の部		
元本等		
元本	*1 2,674,226,859	*1 2,577,329,096
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△189,813,162	△109,781,559
（分配準備積立金）	179,370,803	202,843,412
元本等合計	2,484,413,697	2,467,547,537
純資産合計	*3 2,484,413,697	*3 2,467,547,537
負債純資産合計	2,550,769,500	2,487,156,936

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自　2022年 4月26日 至　2022年10月24日	第7期 自　2022年10月25日 至　2023年 4月24日
営業収益		
受取利息	388	261
有価証券売買等損益	75,676,675	5,278,085
為替差損益	△165,914,209	86,363,160
営業収益合計	△90,237,146	91,641,506
営業費用		
支払利息	27,164	20,696
受託者報酬	710,594	678,061
委託者報酬	17,054,187	16,273,330
その他費用	182,766	166,509
営業費用合計	17,974,711	17,138,596
営業利益又は営業損失（△）	△108,211,857	74,502,910
経常利益又は経常損失（△）	△108,211,857	74,502,910
当期純利益又は当期純損失（△）	△108,211,857	74,502,910
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,094,253	1,438,843
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△84,901,013	△189,813,162
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,205,455	7,880,190
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,205,455	7,880,190
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	912,654
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	912,654
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△189,813,162	△109,781,559

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第7期 自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値により計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第6期 （2022年10月24日現在）	第7期 （2023年 4月24日現在）
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 2,674,226,859口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 2,577,329,096口
2.　投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損　189,813,162円	2.　投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損　109,781,559円
*3.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　0.9290円 (10,000口当たりの純資産額　9,290円)	*3.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　0.9574円 (10,000口当たりの純資産額　9,574円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期 自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日			第7期 自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日		
*1.分配金の計算過程			*1.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	23,109,771円	費用控除後の配当等収益額	A	30,909,115円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	8,747,197円	収益調整金額	C	9,414,456円
分配準備積立金額	D	156,261,032円	分配準備積立金額	D	171,934,297円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	188,118,000円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	212,257,868円
当ファンドの期末残存口数	F	2,674,226,859口	当ファンドの期末残存口数	F	2,577,329,096口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	703円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	823円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	第6期 自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日	第7期 自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

期別 項目	第6期 自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日	第7期 自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	第6期 （2022年10月24日現在）	第7期 （2023年 4月24日現在）
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期 自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日	第7期 自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第7期 自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

第6期 （2022年10月24日現在）		第7期 （2023年 4月24日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2,745,547,365円	期首元本額	2,674,226,859円
期中追加設定元本額	－円	期中追加設定元本額	14,155,540円

第6期 （2022年10月24日現在）		第7期 （2023年 4月24日現在）	
期中一部解約元本額	71,320,506円	期中一部解約元本額	111,053,303円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第6期(自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	66,844,973
合計	66,844,973

第7期(自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日)

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	25,935,150
合計	25,935,150

3.デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

第6期（2022年10月24日現在）

（単位：円）

区分	種　類	契約額等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,256,134,735	－	1,249,053,200	7,081,535
	ユーロ	77,049,297	－	77,221,310	△172,013
合計		1,333,184,032	－	1,326,274,510	6,909,522

第7期（2023年 4月24日現在）

（単位：円）

区分	種　類	契約額等	うち１年超	時　価	評価損益
	為替予約取引				

市場取引以外の取引	売建				
	アメリカドル	775,348,060	—	774,648,000	700,060
	ユーロ	214,813,878	—	215,850,756	△1,036,878
合計		990,161,938	—	990,498,756	△336,818

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1)計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2)計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

①計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

②計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（４）【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	日本連続増配成長株マザーファンド	293,348,904	444,247,580	
		Ｊリート・マザーファンド	131,972,495	444,522,954	
		日系外債マザーファンドⅡ	803,921,000	1,064,230,619	
		米国成長株クオンツマザーファンド	237,539,261	446,098,732	
	計	銘柄数：4	1,466,781,660	2,399,099,885	
		組入時価比率：97.2%		100.0%	
合計				2,399,099,885	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

（参考）

当ファンドは、「日本連続増配成長株マザーファンド」、「米国成長株クオンツマザーファンド」、「日系外債マザーファンドⅡ」、「Ｊリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本連続増配成長株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期別 科目	注記番号	2022年10月24日現在 金額	2023年 4月24日現在 金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		17,005,967	18,789,806
コール・ローン		242,942,231	255,375,442
株式		8,604,675,350	8,734,250,000
未収配当金		70,778,670	100,448,030
流動資産合計		8,935,402,218	9,108,863,278
資産合計		8,935,402,218	9,108,863,278
負債の部			
流動負債			
未払利息		332	325
その他未払費用		973	1,933
流動負債合計		1,305	2,258
負債合計		1,305	2,258
純資産の部			
元本等			
元本	*1	6,004,122,981	6,014,783,936
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		2,931,277,932	3,094,077,084
元本等合計		8,935,400,913	9,108,861,020
純資産合計	*2	8,935,400,913	9,108,861,020
負債純資産合計		8,935,402,218	9,108,863,278

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。

期　別 項　目	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2022年10月24日現在	2023年 4月24日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 6,004,122,981口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 6,014,783,936口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.4882円 (10,000口当たりの純資産額　14,882円)	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.5144円 (10,000口当たりの純資産額　15,144円)

（金融商品に関する注記）
1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

期　別 項　目	自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	2022年10月24日現在	2023年 4月24日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1.元本の移動

2022年10月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 4月26日
期首元本額	6,232,112,890円
期首より2022年10月24日までの追加設定元本額	286,408,697円
期首より2022年10月24日までの一部解約元本額	514,398,606円

2022年10月24日現在	
期末元本額	6,004,122,981円
2022年10月24日現在の元本の内訳（＊）	
ラップ・アプローチ（安定コース）	23,140,383円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	73,270,347円
ラップ・アプローチ（成長コース）	179,466,945円
日本連続増配成長株オープン	3,666,683,718円
ＤＣ日本連続増配成長株オープン	20,923,326円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	200,898,643円
日本連続増配成長株ファンド２１－０９（繰上償還条項付）	655,732,530円
日本連続増配成長株ファンド（ベータヘッジ型）１９－０４（適格機関投資家専用）	571,883,431円
日本連続増配成長株ファンド（ベータヘッジ型）１９－０７（適格機関投資家専用）	515,001,979円
日本連続増配成長株オープン（ベータヘッジ型）（適格機関投資家専用）	97,121,679円

2023年 4月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年10月25日
期首元本額	6,004,122,981円
期首より2023年 4月24日までの追加設定元本額	910,038,695円
期首より2023年 4月24日までの一部解約元本額	899,377,740円
期末元本額	6,014,783,936円
2023年 4月24日現在の元本の内訳（＊）	
ラップ・アプローチ（安定コース）	18,459,486円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	69,317,220円
ラップ・アプローチ（成長コース）	168,741,534円
日本連続増配成長株オープン	3,738,147,409円
ＤＣ日本連続増配成長株オープン	25,799,096円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	293,348,904円
日本連続増配成長株ファンド２１－０９（繰上償還条項付）	605,933,915円
日本連続増配成長株ファンド（ベータヘッジ型）１９－０４（適格機関投資家専用）	515,454,797円
日本連続増配成長株ファンド（ベータヘッジ型）１９－０７（適格機関投資家専用）	487,612,381円
日本連続増配成長株オープン（ベータヘッジ型）（適格機関投資家専用）	91,969,194円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2022年10月24日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額

株式	△314,470,308
合計	△314,470,308

2023年 4月24日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	301,549,855
合計	301,549,855

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1.有価証券明細表
①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ショーボンドホールディングス	8,400	5,690.00	47,796,000	
		コムシスホールディングス	40,000	2,526.00	101,040,000	
		ライト工業	37,500	1,948.00	73,050,000	
		エクシオグループ	20,000	2,467.00	49,340,000	
		日清製粉グループ本社	60,000	1,621.00	97,260,000	
		ヤクルト本社	11,500	10,040.00	115,460,000	
		日産化学	25,000	5,990.00	149,750,000	
		日本酸素ホールディングス	80,000	2,412.00	192,960,000	
		積水化学工業	95,000	1,887.00	179,265,000	
		日本ゼオン	90,000	1,445.00	130,050,000	
		小林製薬	20,000	8,460.00	169,200,000	
		タカラバイオ	22,600	1,715.00	38,759,000	
		ＪＣＵ	25,000	3,245.00	81,125,000	
		ユニ・チャーム	35,300	5,462.00	192,808,600	
		アステラス製薬	80,000	2,012.00	160,960,000	
		塩野義製薬	16,000	6,060.00	96,960,000	
		ロート製薬	87,000	2,812.00	244,644,000	
		ＭＡＲＵＷＡ	7,000	17,480.00	122,360,000	
		ニチアス	10,000	2,655.00	26,550,000	

		栗田工業	34,000	6,030.00	205,020,000	
		竹内製作所	39,000	3,520.00	137,280,000	
		アマノ	51,800	2,707.00	140,222,600	
		ＥＩＺＯ	18,000	4,410.00	79,380,000	
		レーザーテック	9,000	20,325.00	182,925,000	
		村田製作所	21,000	7,726.00	162,246,000	
		島津製作所	28,300	4,220.00	119,426,000	
		マニー	40,000	1,811.00	72,440,000	
		ＳＨＯＥＩ	73,000	2,550.00	186,150,000	
		上組	80,000	2,868.00	229,440,000	
		ＴＩＳ	30,000	3,685.00	110,550,000	
		GMOペイメントゲートウェイ	12,000	10,790.00	129,480,000	
		野村総合研究所	60,000	3,275.00	196,500,000	
		フューチャー	123,800	1,880.00	232,744,000	
		オービックビジネスコンサルタント	50,000	5,030.00	251,500,000	
		電通国際情報サービス	23,000	5,060.00	116,380,000	
		日本電信電話	82,100	4,040.00	331,684,000	
		ＫＤＤＩ	50,000	4,115.00	205,750,000	
		光通信	6,900	18,170.00	125,373,000	
		沖縄セルラー電話	26,000	3,010.00	78,260,000	
		ＤＴＳ	49,000	3,235.00	158,515,000	
		ＮＳＤ	55,000	2,475.00	136,125,000	
		長瀬産業	42,900	2,088.00	89,575,200	
		豊田通商	30,000	5,720.00	171,600,000	
		ＭｏｎｏｔａＲＯ	50,000	1,953.00	97,650,000	
		パン・パシフィック・インターナショナルホ	80,000	2,529.00	202,320,000	
		ワークマン	35,000	5,760.00	201,600,000	
		丸井グループ	50,000	2,139.00	106,950,000	
		ニトリホールディングス	14,000	17,420.00	243,880,000	
		山口フィナンシャルグループ	160,000	828.00	132,480,000	
		ＳＢＩホールディングス	50,000	2,654.00	132,700,000	
		ＳＯＭＰＯホールディングス	23,500	5,535.00	130,072,500	
		ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	23,900	4,387.00	104,849,300	
		芙蓉総合リース	18,000	9,630.00	173,340,000	
		みずほリース	33,700	3,705.00	124,858,500	
		三菱ＨＣキャピタル	90,000	696.00	62,640,000	
		イー・ギャランティ	40,000	2,156.00	86,240,000	
		野村不動産ホールディングス	64,000	3,185.00	203,840,000	
		東京建物	80,000	1,664.00	133,120,000	
		日本M&Aセンターホールディングス	120,000	1,014.00	121,680,000	

		オープンアップグループ	90,000	1,967.00	177,030,000	
		ユー・エス・エス	81,100	2,233.00	181,096,300	
	計	銘柄数：61 組入時価比率：95.9%			8,734,250,000 100.0%	
合　計					8,734,250,000	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

米国成長株クオンツマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期　別 科　目	注記番号	2022年10月24日現在 金額	2023年 4月24日現在 金額
資産の部			
流動資産			
預金		52,305	19,313
金銭信託		507,607	599,678
コール・ローン		7,251,529	8,150,327
株式		303,033,202	437,316,870
未収配当金		166,003	20,260
流動資産合計		311,010,646	446,106,448
資産合計		311,010,646	446,106,448
負債の部			
流動負債			
未払利息		9	10
その他未払費用		28	28
流動負債合計		37	38
負債合計		37	38
純資産の部			
元本等			
元本	*1	175,002,300	237,539,261
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		136,008,309	208,567,149
元本等合計		311,010,609	446,106,410
純資産合計	*2	311,010,609	446,106,410
負債純資産合計		311,010,646	446,106,448

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

2022年10月24日現在	2023年 4月24日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 175,002,300口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 237,539,261口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.7772円 (10,000口当たりの純資産額　17,772円)	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.8780円 (10,000口当たりの純資産額　18,780円)

（金融商品に関する注記）
1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	2022年10月24日現在	2023年 4月24日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）
1.元本の移動

2022年10月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 4月26日
期首元本額	191,602,173円
期首より2022年10月24日までの追加設定元本額	96,443,062円
期首より2022年10月24日までの一部解約元本額	113,042,935円
期末元本額	175,002,300円
2022年10月24日現在の元本の内訳（＊）	
リスク抑制型・４資産バランスファンド	175,002,300円

2023年 4月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年10月25日
期首元本額	175,002,300円
期首より2023年 4月24日までの追加設定元本額	113,799,896円
期首より2023年 4月24日までの一部解約元本額	51,262,935円
期末元本額	237,539,261円
2023年 4月24日現在の元本の内訳（＊）	
リスク抑制型・４資産バランスファンド	237,539,261円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2022年10月24日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△20,822,218
合計	△20,822,218

2023年 4月24日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	50,455,248
合計	50,455,248

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	アメリカドル	AXON ENTERPRISE INC	368	225.02	82,807.36	
		CUMMINS INC	348	232.88	81,042.24	
		HEICO CORP	480	171.65	82,392.00	
		INGERSOLL-RAND INC	1,494	55.34	82,677.96	
		TRANSDIGM GROUP INC	106	764.47	81,033.82	
		COPART INC	1,038	78.39	81,368.82	
		UBER TECHNOLOGIES INC	2,465	30.83	75,995.95	
		BOOKING HOLDINGS INC	30	2,687.33	80,619.90	
		DRAFTKINGS INC-CL A	4,176	21.97	91,746.72	
		HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	574	148.02	84,963.48	
		META PLATFORMS INC-CLASS A	361	212.89	76,853.29	

		PINTEREST INC- CLASS A	2,800	27.39	76,692.00	
		MERCADOLIBRE INC	61	1,281.92	78,197.12	
		TRACTOR SUPPLY COMPANY	334	248.59	83,029.06	
		ULTA BEAUTY INC	151	541.37	81,746.87	
		MONSTER BEVERAGE CORP	1,522	53.07	80,772.54	
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	315	256.23	80,712.45	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	1,589	51.11	81,213.79	
		DEXCOM INC	688	123.73	85,126.24	
		INSULET CORP	251	319.30	80,144.30	
		INTUITIVE SURGICAL INC	300	300.22	90,066.00	
		ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	392	209.28	82,037.76	
		EXACT SCIENCES CORP	1,235	67.44	83,288.40	
		NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	778	104.17	81,044.26	
		UNITED THERAPEUTICS CORP	357	230.76	82,381.32	
		TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	1,133	72.31	81,927.23	
		VISA INC-CLASS A SHARES	342	234.05	80,045.10	
		ARCH CAPITAL GROUP LTD	1,139	71.68	81,643.52	
		CHUBB LTD	419	201.19	84,298.61	
		GLOBE LIFE INC	746	107.62	80,284.52	
		DYNATRACE INC	1,892	42.65	80,693.80	
		FORTINET INC	1,175	66.78	78,466.50	
		HUBSPOT INC	197	423.85	83,498.45	
		PALO ALTO NETWORKS INC	414	193.25	80,005.50	
		SERVICENOW INC	178	473.31	84,249.18	
		WORKDAY INC-CLASS A	405	190.99	77,350.95	
		ARISTA NETWORKS INC	480	155.87	74,817.60	
		MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	168	463.00	77,784.00	
		NVIDIA CORP	305	271.19	82,712.95	
		SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC	266	319.20	84,907.20	
	計	銘柄数：40			3,260,638.76	
					(437,316,870)	
		組入時価比率：98.0%			100.0%	
合　計					437,316,870	
					(437,316,870)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

日系外債マザーファンドⅡ

貸借対照表

（単位：円）

期　別 科　目	注記番号	2022年10月24日現在 金額	2023年 4月24日現在 金額
資産の部			
流動資産			
預金		190,177,728	18,812,107
金銭信託		11,621,173	6,245,732
コール・ローン		166,016,656	84,886,804
特殊債券		-	538,352,851
社債券		2,446,403,782	3,477,010,150
未収利息		19,137,042	24,572,878
前払費用		53,539	2,446,302
流動資産合計		2,833,409,920	4,152,326,824
資産合計		2,833,409,920	4,152,326,824
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		868,938	-
未払金		235,762,777	-
未払解約金		-	1,000,000
未払利息		227	108
その他未払費用		400	823
流動負債合計		236,632,342	1,000,931
負債合計		236,632,342	1,000,931
純資産の部			
元本等			
元本	*1	1,883,006,940	3,135,997,175
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		713,770,638	1,015,328,718
元本等合計		2,596,777,578	4,151,325,893
純資産合計	*2	2,596,777,578	4,151,325,893
負債純資産合計		2,833,409,920	4,152,326,824

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券、社債券

期　別 項　目	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

2022年10月24日現在	2023年 4月24日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 1,883,006,940口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 3,135,997,175口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.3791円 (10,000口当たりの純資産額　13,791円)	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.3238円 (10,000口当たりの純資産額　13,238円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

期　別 項　目	自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	2022年10月24日現在	2023年 4月24日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	―

（その他の注記）
1.元本の移動

2022年10月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 4月26日
期首元本額	1,903,273,077円
期首より2022年10月24日までの追加設定元本額	462,484,291円
期首より2022年10月24日までの一部解約元本額	482,750,428円
期末元本額	1,883,006,940円
2022年10月24日現在の元本の内訳（＊）	
くまもと未来応援ファンド	668,899,718円
日系外債オープン（為替ヘッジあり）	118,649,597円
日系外債オープン（為替ヘッジなし）	51,368,806円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	1,044,088,819円
北陸みらい応援ファンド	―円

2023年 4月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年10月25日
期首元本額	1,883,006,940円

2023年 4月24日現在	
期首より2023年 4月24日までの追加設定元本額	1,756,286,810円
期首より2023年 4月24日までの一部解約元本額	503,296,575円
期末元本額	3,135,997,175円
2023年 4月24日現在の元本の内訳（＊）	
くまもと未来応援ファンド	811,615,790円
日系外債オープン（為替ヘッジあり）	128,505,779円
日系外債オープン（為替ヘッジなし）	69,476,412円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	803,921,000円
北陸みらい応援ファンド	1,322,478,194円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2022年10月24日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	△347,011,586
合計	△347,011,586

2023年 4月24日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	1,472,822
社債券	△15,514,732
合計	△14,041,910

3.デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2022年10月24日現在

（単位：円）

区分	種　類	契約額等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	91,869,101	－	91,000,163	△868,938
合計		91,869,101	－	91,000,163	△868,938

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1)計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2)計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

①計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

②計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2023年 4月24日現在

該当事項はありません。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	アメリカドル	DEV BANK JAPAN 1.25	1,000,000.00	811,670.00	
		JAPAN BANK COOP 1.875	1,982,000.00	1,672,926.92	
	計	銘柄数：2	2,982,000.00	2,484,596.92	
				(333,234,138)	
		組入時価比率：8.0%		8.3%	
	ユーロ	JPN FIN ORG MUNI 3.375	1,400,000.00	1,391,390.00	
	計	銘柄数：1	1,400,000.00	1,391,390.00	
				(205,118,713)	
		組入時価比率：4.9%		5.1%	
	特殊債券合計			538,352,851	
				(538,352,851)	
社債券	アメリカドル	ASAHI MUTUAL LIF 6.5	1,200,000.00	1,190,628.00	
		ASAHI MUTUAL LIF 6.9	800,000.00	796,704.00	
		CENT JAPAN RAIL 4.25	1,000,000.00	887,230.00	
		DAI-ICHI LIFE 4	800,000.00	757,936.00	
		DAI-ICHI LIFE 5.1	1,200,000.00	1,178,784.00	

		FUKOKU MUTUAL 5	800,000.00	774,216.00	
		FUKOKU MUTUAL 6.5	1,200,000.00	1,195,572.00	
		KOMATSU FIN AMER 0.849	850,000.00	835,269.50	
		MEIJI YASUDA LIF 5.2	1,891,000.00	1,859,949.78	
		MITSUI SUMITOMO 4.95	1,200,000.00	1,152,564.00	
		MIZUHO FIN GROUP 4.6	1,000,000.00	987,410.00	
		MUFG BANK LTD 4.7	1,000,000.00	919,740.00	
		NIPPON LIFE INS 5.1	1,800,000.00	1,766,718.00	
		SUMITOMO LIFE 4	1,000,000.00	940,320.00	
		SUMITOMO LIFE 6.5	1,200,000.00	1,194,612.00	
		SUMITOMO MITSUI 4.436	1,200,000.00	1,186,572.00	
		TAKEDA PHARM 3.025	1,000,000.00	766,600.00	
		TAKEDA PHARM 3.175	1,000,000.00	704,600.00	
		TOYOTA MTR CRED 4.7	1,000,000.00	1,010,580.00	
		TOYOTA TSUSHO 3.625	800,000.00	794,480.00	
	計	銘柄数：20	21,941,000.00	20,900,485.28	
				(2,803,173,085)	
		組入時価比率：67.5%		69.8%	
	ユーロ	ASAHI GROUP 0.155	1,200,000.00	1,134,228.00	
		EAST JAPAN RAIL 1.85	1,000,000.00	843,240.00	
		JT INTL FIN SERV 2.375	800,000.00	733,728.00	
		JT INTL FIN SERV 2.875	1,000,000.00	865,900.00	
		TOYOTA MOTOR FIN 3.375	1,000,000.00	993,770.00	
	計	銘柄数：5	5,000,000.00	4,570,866.00	
				(673,837,065)	
		組入時価比率：16.2%		16.8%	
	社債券合計			3,477,010,150	
				(3,477,010,150)	
合計				4,015,363,001	
				(4,015,363,001)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

Ｊリート・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期　別 科　目	注記番号	2022年10月24日現在 金額	2023年 4月24日現在 金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		18,954,096	19,387,895
コール・ローン		260,291,095	251,847,007
投資証券		16,858,843,650	18,418,383,600
未収入金		-	68,004,704
未収配当金		150,161,236	169,102,057
流動資産合計		17,288,250,077	18,926,725,263
資産合計		17,288,250,077	18,926,725,263
負債の部			
流動負債			
未払利息		356	320
その他未払費用		2,297	2,836
流動負債合計		2,653	3,156
負債合計		2,653	3,156
純資産の部			
元本等			
元本	*1	5,211,720,438	5,619,130,532
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		12,076,526,986	13,307,591,575
元本等合計		17,288,247,424	18,926,722,107
純資産合計	*2	17,288,247,424	18,926,722,107
負債純資産合計		17,288,250,077	18,926,725,263

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2022年10月24日現在	2023年 4月24日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 5,211,720,438口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 5,619,130,532口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　3.3172円 (10,000口当たりの純資産額　33,172円)	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　3.3683円 (10,000口当たりの純資産額　33,683円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 2022年 4月26日 至 2022年10月24日	自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期　別 項　目	2022年10月24日現在	2023年 4月24日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）
1.元本の移動

2022年10月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 4月26日
期首元本額	4,590,720,643円
期首より2022年10月24日までの追加設定元本額	721,858,780円
期首より2022年10月24日までの一部解約元本額	100,858,985円
期末元本額	5,211,720,438円
2022年10月24日現在の元本の内訳（＊）	
日本Ｊリートオープン（毎月分配型）	4,251,424,240円
三重県応援ファンド	123,202,200円
福井県応援ファンド	130,562,040円
香川県応援ファンド	145,220,028円
日本Ｊリートオープン（１年決算型）	300,337,603円
ラップ・アプローチ（安定コース）	5,444,512円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	9,336,041円
ラップ・アプローチ（成長コース）	16,800,813円
ＤＣ日本Ｊリートオープン	5,313,611円
くまもと未来応援ファンド	136,316,338円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	87,763,012円
北陸みらい応援ファンド	－円

2023年 4月24日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年10月25日
期首元本額	5,211,720,438円
期首より2023年 4月24日までの追加設定元本額	636,943,154円
期首より2023年 4月24日までの一部解約元本額	229,533,060円
期末元本額	5,619,130,532円
2023年 4月24日現在の元本の内訳（＊）	
日本Ｊリートオープン（毎月分配型）	4,101,727,134円
三重県応援ファンド	123,202,200円
福井県応援ファンド	135,738,017円
香川県応援ファンド	145,220,028円
日本Ｊリートオープン（１年決算型）	267,758,842円
ラップ・アプローチ（安定コース）	3,862,208円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	7,534,873円
ラップ・アプローチ（成長コース）	14,699,825円
ＤＣ日本Ｊリートオープン	5,575,600円
くまもと未来応援ファンド	161,817,655円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	131,972,495円
北陸みらい応援ファンド	520,021,655円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2022年10月24日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△1,336,696,118
合計	△1,336,696,118

2023年 4月24日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△856,484,640
合計	△856,484,640

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人投資証券	1,803	239,077,800	
		東海道リート投資法人　投資証券	319	37,067,800	
		日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	438	281,196,000	
		森ヒルズリート投資法人　投資証券	1,326	203,408,400	
		産業ファンド投資法人　投資証券	1,725	263,407,500	
		アドバンス・レジデンス投資法人投資証券	1,898	650,065,000	
		ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人　投資証券	1,879	391,583,600	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	1,125	438,750,000	
		ＧＬＰ投資法人　投資証券	5,642	845,735,800	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	887	294,040,500	
		日本プロロジスリート投資法人　投資証券	2,507	758,367,500	
		星野リゾート・リート投資法人　投資証券	80	56,800,000	
		Ｏｎｅリート投資法人　投資証券	148	35,194,400	
		イオンリート投資法人　投資証券	2,692	411,876,000	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	3,080	478,632,000	
		日本リート投資法人　投資証券	806	255,905,000	
		積水ハウス・リート投資法人　投資証券	6,119	472,386,800	
		ケネディクス商業リート投資法人投資証券	1,144	273,988,000	
		ヘルスケア＆メディカル投資法人投資証券	465	74,493,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	6,666	1,039,896,000	

		いちごホテルリート投資法人　投資証券	291	30,234,900	
		ラサールロジポート投資法人　投資証券	2,371	373,432,500	
		スターアジア不動産投資法人　投資証券	2,667	148,285,200	
		マリモ地方創生リート投資法人　投資証券	199	25,352,600	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	1,015	511,560,000	
		大江戸温泉リート投資法人　投資証券	283	18,253,500	
		三菱地所物流リート投資法人　投資証券	835	343,602,500	
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	730	133,882,000	
		ザイマックス・リート投資法人　投資証券	264	28,564,800	
		アドバンス・ロジスティクス投資法人　投資証券	2,109	284,293,200	
		日本ビルファンド投資法人　投資証券	1,847	1,017,697,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	1,445	765,850,000	
		日本都市ファンド投資法人　投資証券	7,683	745,251,000	
		オリックス不動産投資法人　投資証券	3,669	631,434,900	
		日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	1,121	390,108,000	
		東急リアル・エステート投資法人　投資証券	1,176	211,680,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人　投資証券	2,698	283,559,800	
		ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	5,074	749,937,200	
		森トラストリート投資法人　投資証券	3,190	226,490,000	
		インヴィンシブル投資法人　投資証券	8,377	461,572,700	
		フロンティア不動産投資法人　投資証券	116	56,376,000	
		日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	1,797	558,867,000	
		福岡リート投資法人　投資証券	907	146,480,500	
		ケネディクス・オフィス投資法人　投資証券	1,674	506,385,000	
		いちごオフィスリート投資法人　投資証券	717	67,828,200	
		大和証券オフィス投資法人　投資証券	304	180,272,000	
		阪急阪神リート投資法人　投資証券	2,004	290,179,200	

		スターツプロシード投資法人　投資証券	102	23,174,400	
		大和ハウスリート投資法人　投資証券	2,666	755,011,200	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	7,487	551,791,900	
		大和証券リビング投資法人　投資証券	2,708	308,982,800	
		ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	767	90,122,500	
	計	銘柄数：52 組入時価比率：97.3%	109,042	18,418,383,600 100.0%	
合計				18,418,383,600	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

リスク抑制型・４資産バランスファンド

（2023年 4月28日現在）

Ⅰ　資産総額	2,486,757,957円
Ⅱ　負債総額	2,399,302円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,484,358,655円
Ⅳ　発行済数量	2,587,794,821口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	0.9600円

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

（2023年 4月28日現在）

Ⅰ　資産総額	9,413,511,875円
Ⅱ　負債総額	256,468,103円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,157,043,772円
Ⅳ　発行済数量	6,014,751,917口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.5224円

（参考）米国成長株クオンツマザーファンド

（2023年 4月28日現在）

Ⅰ　資産総額	439,201,983円
Ⅱ　負債総額	43円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	439,201,940円
Ⅳ　発行済数量	237,539,261口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.8490円

（参考）日系外債マザーファンドⅡ

（2023年 4月28日現在）

Ⅰ　資産総額	4,199,414,616円
Ⅱ　負債総額	19,380,127円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,180,034,489円
Ⅳ　発行済数量	3,147,069,360口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.3282円

（参考）Ｊリート・マザーファンド

（2023年 4月28日現在）

Ⅰ　資産総額	19,331,437,117円
Ⅱ　負債総額	3,836円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	19,331,433,281円
Ⅳ　発行済数量	5,616,651,686口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	3.4418円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

■　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■　受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に

対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2023年4月末日現在）

資本金の額	1億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）
2023年 3月14日	1億円（60億284千円）

（2）委託会社の機構（2023年4月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーにフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2023年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	155	9,662
追加型公社債投資信託	1	2,998
単位型株式投資信託	42	604
単位型公社債投資信託	6	113
合計	204	13,380

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年3月31日現在）		当事業年度 （2023年3月31日現在）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		7,694,938		12,540,483
有価証券		476		—
短期貸付金	※2	5,000,000	※2	—
未収委託者報酬		1,104,368		1,311,125
未収運用受託報酬		10,322		10,800
未収投資助言報酬		11,876		11,876
前払費用		71,721		92,173
未収還付法人税等		—		30,079
未収収益		21,958		6,452
その他の流動資産		1,907		1,253
流動資産合計		13,917,570		14,004,243

固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	195,033	※1	184,641
器具備品	※1	33,602	※1	20,587
有形固定資産合計		228,636		205,229
無形固定資産				
ソフトウェア		33,989		30,119
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		36,112		32,241
投資その他の資産				
投資有価証券		1,405,875		1,121,024
親会社株式		313,778		—
長期差入保証金		257,464		257,258
前払年金費用		41,704		53,042
その他		24,980		480
貸倒引当金		△14,510		—
投資その他の資産合計		2,029,292		1,431,804
固定資産合計		2,294,040		1,669,275
資産合計		16,211,610		15,673,519

	前事業年度 （2022年3月31日現在）	当事業年度 （2023年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	5,632	20,342
未払金	562,759	708,338
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	553,011	698,571
その他未払金	4,746	4,765
未払費用	240,442	239,029
未払法人税等	100,675	16,738
未払消費税等	62,522	31,221
賞与引当金	16,000	12,348
流動負債合計	988,031	1,028,018
固定負債		
退職給付引当金	303,215	293,279
役員退職慰労引当金	17,320	5,620
資産除去債務	92,457	93,410
繰延税金負債	33,150	18,513
固定負債合計	446,143	410,823
負債合計	1,434,175	1,438,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	—
その他資本剰余金	—	11,467,068
資本剰余金合計	566,500	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830

その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	―
繰越利益剰余金	7,083,746	2,331,880
利益剰余金合計	12,982,238	2,511,710
株主資本合計	14,548,738	14,078,778
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	228,697	155,899
評価・換算差額等合計	228,697	155,899
純資産合計	14,777,435	14,234,677
負債・純資産合計	16,211,610	15,673,519

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	9,416,174	9,113,651
運用受託報酬	19,672	19,318
投資助言報酬	27,600	27,600
営業収益合計	9,463,447	9,160,569
営業費用		
支払手数料	4,176,894	4,285,941
広告宣伝費	119,199	86,558
公告費	―	328
受益権管理費	16,147	16,118
調査費	2,125,996	1,858,200
調査費	288,304	315,915
委託調査費	1,837,692	1,542,285
委託計算費	257,289	260,793
営業雑経費	294,253	280,183
通信費	60,150	62,020
印刷費	159,554	146,353
諸経費	62,833	59,982
協会費	5,610	5,429
諸会費	6,103	6,397
営業費用合計	6,989,781	6,788,124
一般管理費		
給料	1,307,294	1,316,427
役員報酬	97,380	104,095
給料・手当	1,205,457	1,204,824
賞与	4,457	7,508
交際費	3,647	4,731
寄付金	15,363	17,082
旅費交通費	9,803	11,149
租税公課	41,340	8,668
不動産賃借料	232,838	283,162
賞与引当金繰入	15,818	12,348
退職給付費用	33,420	43,320

役員退職慰労引当金繰入	3,890	1,870
固定資産減価償却費	36,678	38,381
諸経費	329,172	351,617
一般管理費合計	2,029,266	2,088,759
営業利益	444,399	283,685

		前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）		当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
営業外収益				
受取配当金	※1	33,968	※1	14,713
受取利息	※1	23,484	※1	19,472
約款時効収入		1		—
受取補償金		38		1,396
債務時効益		63,645		—
雑益		5,427		4,051
営業外収益合計		126,566		39,634
営業外費用				
固定資産除却損	※2	310	※2	0
為替差損		91		233
支払補償費		38		1,396
株式交付費		—		35,001
雑損		—		88
営業外費用合計		439		36,720
経常利益		570,526		286,599
特別利益				
投資有価証券売却益		10,612		18,272
投資有価証券償還益		1,331		—
貸倒引当金戻入		—		14,510
特別利益合計		11,943		32,782
特別損失				
有価証券償還損		1,445		13
投資有価証券売却損		4,071		21
特別損失合計		5,516		34
税引前当期純利益		576,953		319,346
法人税、住民税及び事業税		166,557		90,878
法人税等調整額		12,320		3,853
法人税等合計		178,878		94,732
当期純利益		398,074		224,614

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
					別途積立金	繰越利益剰余金				

当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,707,859	12,606,351	14,172,851	359,574	359,574	14,532,426
当期変動額											
剰余金の配当						△22,188	△22,188	△22,188			△22,188
当期純利益						398,074	398,074	398,074			398,074
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									△130,877	△130,877	△130,877
当期変動額合計	－	－	－	－	－	375,886	375,886	375,886	△130,877	△130,877	245,009
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	－	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435
当期変動額												
新株の発行	5,000,284	5,000,284		5,000,284					10,000,568			10,000,568
剰余金の配当							△10,695,142	△10,695,142	△10,695,142			△10,695,142
当期純利益							224,614	224,614	224,614			224,614
資本金からその他資本剰余金への振替	△5,900,284		5,900,284	5,900,284								
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△5,566,784	5,566,784									
別途積立金の取崩						△5,718,662	5,718,662					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										△72,798	△72,798	△72,798
当期変動額合計	△900,000	△566,500	11,467,068	10,900,568	－	△5,718,662	△4,751,865	△10,470,528	△469,960	△72,798	△72,798	△542,758
当期末残高	100,000	－	11,467,068	11,467,068	179,830	－	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15～18年

器具備品　4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債　　18,513千円

上記の繰延税金負債18,513千円は、繰延税金資産123,394千円と繰延税金負債141,907千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。） を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （ 2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
建物	61,735千円	74,099千円
器具備品	114,517 〃	130,717 〃
計	176,253 〃	204,816 〃

※2関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 （ 2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
短期貸付金	5,000,000千円	―

(損益計算書関係)

※1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 （ 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （ 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

受取配当金	12,720千円	―
受取利息	22,834千円	14,367千円

※2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 （ 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （ 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
器具備品	310千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	―	―	554,701
自己株式				
普通株式（株）	―	―	―	―
計	554,701	―	―	554,701

２．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2021年3月31日	2021年6月23日

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2022年3月31日	2022年6月22日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	577,400	554,701	577,400
A種優先株式(株)	―	554,701	―	554,701
自己株式				
普通株式（株）	―	―	―	―
A種優先株式（株）	―	―	―	―
合計	554,701	1,132,101	554,701	1,132,101

(注1)当事業年度の普通株式の増加株式数の557,400株は、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことによるものであります。

(注２)事業年度の普通株式の減少株式数の554,701株及び、A種優先株式の増加株式数の554,701株は、株式会社岡三証券グループが保有する当社普通株式をA種優先株式へ変更したことによるものであります。

２．剰余金の配当に関する事項

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	10,000,000	18,027	2022年11月11日	2022年11月17日

② 金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価格（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	有価証券	672,954	83.33	2022年11月11日	2022年11月14日

(注)2022年11月11日の臨時株主総会において、金銭配当及び当社が保有する株式会社岡三証券グループの株式8,075,180株（総額672,954千円）を株式会社岡三証券グループへ現物配当をすることを決定し、2022年11月14日に実施いたしました。

3．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
1年以内	252,205	252,205
1年超	945,769	693,564
合計	1,197,974	945,769

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）

は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	476	476	―
(2) 投資有価証券	852,014	852,014	―
(3) 親会社株式	313,778	313,778	―
(4) 長期差入保証金	257,464	257,237	△ 226

※「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	553,861

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,005,333	1,005,333	―
(2) 差入保証金	257,258	257,036	△ 221

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベ

ルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	336,529	―	―	852,014
親会社株式	313,778	―	―	313,778

なお投資信託の時価は上記に含まれておりません。投資信託の貸借対照表計上額は515,485千円であります。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	―	257,237	―	257,237

当事業年度（2023年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	318,335	686,998	―	1,005,333

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	―	257,036	―	257,036

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しておりま

す。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル２に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,694,938	―	―	―
短期貸付金	5,000,000	―	―	―
未収委託者報酬	1,104,368	―	―	―
未収運用受託報酬	10,322	―	―	―
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	476	426,160	75,556	―
長期差入保証金	―	5,259	―	252,205
合計	13,810,106	431,419	75,556	252,205

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,540,483	―	―	―
短期貸付金	―	―	―	―
未収委託者報酬	1,311,125	―	―	―
未収運用受託報酬	10,800	―	―	―
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	―	398,094	75,588	―
長期差入保証金	―	5,053	―	252,205
合計	13,862,408	403,147	75,588	252,205

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	641,142	328,806	312,336
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	337,149	293,300	43,849
小計		978,292	622,106	356,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	9,165	12,350	△3,185
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―

	③その他	—	—	—
	（３）その他	178,812	202,183	△23,371
小計		187,977	214,533	△26,556
合計		1,166,269	836,639	329,629

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。
（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。）

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	307,740	70,022	237,718
	（２）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	391,508	372,000	19,508
小計		699,248	442,022	257,226
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	10,595	11,992	△1,397
	（２）債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	295,490	312,977	△17,487
小計		306,085	324,970	△18,885
合計		1,005,333	766,992	238,341

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。
（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。）

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
（３）その他	178,540	10,612	4,071
合計	178,540	10,612	4,071

当事業年度 （自2022年4月1日 至2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
（３）その他	29,250	18,272	21
合計	29,250	18,272	21

３．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型ＤＣ岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

２．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （ 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （ 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
退職給付債務の期首残高	559,931	589,334
勤務費用	45,923	49,725
利息費用	559	1,237
数理計算上の差異の発生額	36,251	△70,336
退職給付の支払額	△53,330	△55,774
退職給付債務の期末残高	589,334	514,185

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （ 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （ 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
年金資産の期首残高	369,840	381,116
期待運用収益	1,849	1,905
数理計算上の差異の発生額	21,250	△35,927
事業主からの拠出額	17,960	16,747
退職給付の支払額	△29,783	△22,575
年金資産の期末残高	381,116	341,266

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （ 2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	284,316	248,503

年金資産	△381,116	△341,266
	△96,800	△92,763
非積立型制度の退職給付債務	305,018	265,682
未積立退職給付債務	208,218	172,919
未認識数理計算上の差異	53,292	67,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261,510	240,237
退職給付引当金	303,215	293,279
前払年金費用	△41,704	△53,042
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	261,510	240,237

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （ 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （ 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
勤務費用	45,923	49,725
利息費用	559	1,237
期待運用収益	△1,849	△1,905
数理計算上の差異の費用処理額	△26,345	△20,383
確定給付制度に係る退職給付費用	18,288	28,673

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
株式	40.4%	39.8%
一般勘定	26.7%	26.1%
債券	19.3%	20.7%
その他	13.6%	13.4%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （ 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （ 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
割引率	0.21%	0.40%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度14,203千円、当事業年度13,468千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	92,844	101,445
役員退職慰労引当金	5,303	1,943
賞与引当金	4,899	4,271
ゴルフ会員権評価損	918	―
貸倒引当金	4,442	―
その他有価証券評価差額金	8,131	6,532
投資有価証券評価損	2,817	3,011
資産除去債務	28,310	32,310
未払事業税	8,308	4,871
その他	4,822	6,466
繰延税金資産小計	160,799	160,852
評価性引当額	△ 41,930	△ 37,458
繰延税金資産の合計	118,868	123,394
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 109,064	△ 88,974
未収配当金	△ 6,043	△ 2,072
資産除去債務に対応する除去費用	△ 24,141	△ 26,664
前払年金費用	△ 12,769	△ 18,347
未収還付事業税	―	△ 5,848
繰延税金負債の合計	△ 152,018	△ 141,907
繰延税金資産(負債)の純額	△ 33,150	△ 18,513

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	―	34.59%
（調整）		
寄付金課税等永久に損金に算入されない項目	―	0.95%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	―	△ 0.90%
住民税均等割	―	1.19%
税率変更に伴う影響額	―	△ 3.64%
評価性引当額の増減	―	△ 3.10%
その他	―	0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	―	29.66%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

当社は、2023年３月14日に資本金を100百万円に減資したことにより、法人事業税において外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から34.59%となりました。

この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （ 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （ 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
期首残高	91,515	92,457
有形固定資産の取得に伴う増加額	―	―
時の経過による調整額	942	952
資産除去債務の履行による減少額	―	―
期末残高	92,457	93,410

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	9,113,651
残高報酬	9,097,589
成功報酬	16,061
運用受託報酬	19,318
投資助言報酬	27,600
合計	9,160,569

（２）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準　に記載のとおりであります。

（３）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

未収委託者報酬	1,311,125
未収運用受託報酬	10,800
未収投資助言報酬	11,876
合計	1,333,802

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会

が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度 （自2021年4月1日 至2022年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（4）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度 （自2021年4月1日 至2022年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度 （自2021年4月1日 至2022年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2022年4月１日　至2023年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,682	証券業	被所有直接 31.5%	直接の親会社 資金貸付	資金貸付	5,000,000	短期貸付金	5,000,000
									未収利息	2,016
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 3.4%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注１）	2,358,137	未払手数料	382,839

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3．2022年1月1日付で岡三証券株式会社は、当該株式会社の兄弟会社である岡三オンライン証券株式会社を吸収合併したため、取引金額には合併前の岡三オンライン証券株式会社との取引金額が含まれております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

その他の関係会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,682	証券業	被所有直接（49%）	直接の親会社 資金貸付	資金貸付の返済	5,000,000	短期貸付金	-
							受取利息	14,367	未収利息	-
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注１）	2,718,939	未払手数料	532,414

（注）　1.取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
2.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
（1）親会社情報
ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
ＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）
ＳＢＩＦＳ合同会社（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
1株当たり純資産額	26,640円36銭	12,573円68銭
1株当たり当期純利益金額	717円63銭	300円41銭

(注) １．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
２．1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の
期中平均株式数に含めております。
３．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （ 自 2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （ 自 2022年4月1日 至　2023年3月31日）
当期純利益金額	398,074千円	224,614千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	398,074千円	224,614千円
普通株式の期中平均株式数	554,701株	747,694株

４．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
純資産の部の合計額	14,777,435千円	14,234,677千円
純資産の部から控除する合計額	―	―
普通株式に係る期末の純資産額	14,777,435千円	14,234,677千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	554,701株	1,132,101株
(うちA種優先株式)		(554,701 株)

(注) A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、１株当たり純資産額の
算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号　ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、ＳＢＩホールディングス株式会社の完全子会社であるＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、ＳＢＩホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

① 資本金の額

2023年3月末日現在、342,037百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「販売会社」（資本金の額は、2023年3月末日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三にいがた証券株式会社	852	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

① 投資信託財産の保管、管理及び計算

② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2)「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

① 受益権の募集の取扱い

② 収益分配金の再投資

③ 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【その他】

1 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

2 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態等を表示する文言を記載すること及び次の事項を記載することがあります。

・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨

・目論見書の使用開始日

・委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号
・委託会社の照会先（ホームページアドレス、電話番号及び受付時間）
・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
・有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する事項
・ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨
・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」という旨

3　届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、指数、グラフ等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

4　投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。

5　目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

6　目論見書に以下の趣旨の文言もしくは図の全部または一部を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2023年６月20日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　榎倉昭夫

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2023年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年６月12日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　榎倉昭夫

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　猿渡裕子

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「リスク抑制型・４資産バランスファンド」の2022年10月25日から2023年４月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「リスク抑制型・４資産バランスファンド」の2023年４月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。